

行政現況調査結果の概要

1月18日 合併協議会

相違点の調整について

庄内南部地区合併協議会

・これまでの取り組み経過

行政現況調査の実施

(1) 調査の目的

庄内南部地区の合併には、構成市町村で実施中の事務事業内容や行政制度に様々な相違点があるため、これを調整する必要があります。このため、構成7市町村職員で専門部会（9）及び分科会（25）を設置し、「行政現況調査」を実施し、相違点（差異）の確認と調整案の検討を進めて来ました。この案について、合併協議会及び専門小委員会で協議を戴き、年度内に一定の集約を行います。

(2) 調査対象事務事業等

・7市町村事務事業

予算計上されている事務事業（16年度までに終了するとされているものを除く）

予算計上はされていないが実施している事務事業、又は実施することか決定している事務事業

具体的な事業としては実施されていない事務事業（宣言、市町村の花など）

・調査手順

部会・分科会でそれぞれ所管する事務事業について、以下の手順で取り組みました。

事務事業の項目整理 比較対照表（横並べ）の作成 課題、相違点の洗い出し 調整案の検討

・調査結果

16年1月14日現在

部会名	分科会名	事務事業数	部会名	分科会名	事務事業数
総務	庶務・人事・選管	108	農林水産	農政	207
	企 画	85		林 業	77
	財 政	27		水 産	39
	電算システム	2		農業委員会	67
	議会・監査	52		小 計	390
	会 計	31	商工	商 工	39
	小 計	305	観光	観 光	77
住民生活	住 民	66	建設	都市計画・都市整備・建築	137
	生 活	44		土 木	136
	税務・国保	216		上下水道	291
	環 境	25		小 計	564
	消防防災	79	教育	管理・学校教育	117
	小 計	430		社会教育	103
				スポ - ツ	56
健康福祉	健 康	146		小 計	276
	福 祉	132			
	高齢者福祉	97			
	社会児童	65			
	小 計	440	合 計		2,521

(3) 調整案の検討

地方自治法には「住民は、役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」(第10条第2項)との規定があります。このためには、新市においては速やかな一体性を確保し、住民間の受益と負担の均質化に努める必要があります。しかし、相違点の調整に当たっては、これまでの構成市町村の施策の方針や行政制度、地域特性に配慮するとともに、段階的な実施に努めるなどにより、住民生活に急激な変化が生じることのないように十分留意しなければならないと考えます。また、合併を機に様々な議論を重ねながら、新しい自治体にふさわしい施策、制度を構築し統合化を図ることが望ましい例も考えられます。こうした認識にたって、以下の点を基本的な方針として相違点に対する調整案を検討しました。

・ 基本的な考え

住民生活にかかわるサ - ビスが低下しないように最善の配慮をしつつ、負担についても急激な変化を招かないように努めます。

合併後の行財政運営の中で、サ - ビス水準や負担のあり方について十分な検討を加える必要があるものについては、一定の経過措置期間を置きます。

各市町村の地域特性や施策の推移、執行手法などについては、出来るだけ配慮して調整を行います。

行政改革の推進や財政の健全化などの視点から、一層効率的な行財政運営を目標とします。

合併移行後の調整にあたっては、旧市町村間の信頼関係を基本として、新市の施策の方針、財政に見合った行政制度、事務事業の確立や段階的な実施などに努めます。

・調整期限の分類ガイドライン

期限	基本的考え方	事例（案）
合併まで調整するもの	・ 法令上、同一行政区に複数の基準、組織が認められていない事務事業及び組織 ・ 行財政の簡素合理化の視点に立ち、住民サ - ビスに直接的に影響を与えない事務事業の統廃合若しくは縮小、又は廃止を検討するもの。 ・ 合併後のサ - ビス提供を維持するため、経営計画等により調整する必要がある事務事業 ・ 新市でのサ - ビス提供のあり方を検討した場合に、合併を機に調整するのが望ましいもの、又はこの機会でなければ調整できない事務事業 ・ 調整しない場合、住民に著しい不公平感を与えたり、大きな障害や影響を及ぼす事務事業 ・ 事務事業を統合することにより、大きな効果が期待できるもの	・ 社会福祉協議会、シルバ - 人材センタ - ・ 人事、財務、契約規則、電算、指定金融機関等 ・ 広報紙の発行 ・ 当初の目的を達成した事務事業 ・ 組織体制 ・ 窓口手数料等 ・ 情報公開、個人情報保護 ・ 付属機関(教育委員会、選挙管理委員会他) ・ 町名、字名
経過措置を置くもの	・ 法令上、特例（経過）措置が認められており、統合することにより住民に急激な変化が生じ、影響が大きいと考えられる事務事業 ・ 受益と負担の急激な変化により、住民生活に大きな影響を与えると考えられる事務事業	・ 市町村民税、国保税、介護保険料等不均一課税 ・ 公共施設使用料 ・ 上下水道料金、保育料等 ・ 行政協力団体等の取扱い

	・ 地域特性等から十分な協議を必要とし、新市において調整することが望ましい事務事業 ・ 単一又は複数市町村のみの施策で、地域事情、歴史的経緯を考慮すべきもの 経過措置期間については、出来るだけ早急に一元化を図ることが望ましいものなどは 3 年以内とし、慎重に検討すべきもの、法令上の規定があるものなどについては 5 年以内、又は 5 年超とします。	
従来どおり実施するもの	・ 差異の有無にかかわらず、当面、従来どおりとし、情勢を見据えて新市で内容も含め検討するもの ・ 地域の特性(事情)に配慮すべきもの、現時点で特に変更の必要が認められないもの	・ 育英奨学金貸付事業 ・ 移動図書館 ・ 義務教育通学区域

(4) 部会・分科会検討結果

調整時期の区分

部会名	分科会名	調整時期による分類					
		合併まで 調整	経過措置	左の内訳			従来どおり
				3年以内	5年以内	5年超	
総務	庶務・人事・選管	55	36	36			17
	企 画	37	12	8	4		36
	財 政	18	7	7			2
	電算システム	2					
	議会・監査	42					10
	会 計	28	3	3			
	小 計	182	58	54	4		65
住民生活	住 民	66					
	生 活	5	30	29	1		9
	税務・国保	175	27	13	11	3	14
	環 境	19	5	5			1
	消防防災	25	31	18	8	5	23
	小 計	290	93	65	20	8	47
健康福祉	健 康	54	42	36	6		50
	福 祉	65	28	16	10	2	39
	高齢者福祉	54	37	27	10		6
	社会児童	19	18	8	6	4	28
	小 計	192	125	87	32	6	123

部会名	分科会名	調整時期による分類					
		合 併 ま で 調 整	経 過 措 置	左の内訳			従来どおり
				3 年以内	5 年以内	5 年超	
農林水産	農 政	52	90	84	6		65
	林 業	21	10	9	1		46
	水 産	12	2		2		25
	農業委員会	54	6	5	1		7
	小 計	139	108	98	10		143
商工	商 工	13	2	1	1		24
観光	観 光	15	9	8	1		53
建設	都市計画・都市整備・ 建 築	61	44	34	10		32
	土 木	56	18	14	4		62
	上下水道	106	120	89	28	3	65
	小計	223	182	137	42	3	159
教育	管理・学校教育	29	67	57	10		21
	社会教育	9	79	66	10	3	15
	スポ - ツ	15	29	7	22		12
	小 計	53	175	130	42	3	48
合 計		1,107	752	580	152	20	662

．今後の調整協議の進め方

(1) 手順

行政現況調査の対象とした事務事業一覧表（リスト）により、全体概要説明を行ないます。＜様式 1＞

＜様式 1＞

部会名		分科会名	
-----	--	------	--

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	

部会・分科会

- ・所管分野の「特に住民生活に大きなかかわりのある重要な事務事業（重要課題）」を選定します。

重要課題 ア．先進地の合併協議において「合併協定」の項目とされている事例が多いもの

イ．市町村間の相違点が大きく、慎重に調整を進める必要があるもの

ウ．住民生活に大きなかかわりのある重要な事務事業

- ・重要課題についての「調整重要課題」＜様式 2＞及び「説明資料」を作成します。
＜様式 2＞

行政現況調査票 調整項目リスト

部会名		分科会名		大項目		中項目	
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容		調整する時期の振分け	ランク
						1、合併まで 2、経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3、当面従来通り	
						1、合併まで 2、経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3、当面従来通り	

合併協議会・専門小委員会

- ・専門小委員会に順次、選定した重要課題の調整案の内容を＜様式 2＞により説明します。
- ・所管の専門小委員会で重要課題についての協議を進め、協議の内容を合併協議会に報告します。

協議経過を踏まえ、市町村長の協議により「協定項目案」を選定します。

協定 市町村長が、合併協議会が行ってきた協議を踏まえて協定項目、内容を決定し調印する。

合併することについて議会に議案を提出する際の根拠となるもの。

協定項目案（内容）を合併協議会に説明するとともに、住民に対する説明資料を作成します。

市町村長が協定書を作成、調印します。

(2) スケジュール



< 当面の日程 >

1月18日	合併協議会	行政現況調査結果概要、「重要課題」の項目提示
1月27日・2月5日	専門小委員会	「重要課題」の内容説明、一覧表の提出
2月随時	専門小委員会において「重要課題」を集中的に協議（各委員会の協議の進度に応じ開催）	
3月上旬	合併協議会	専門小委員会の協議結果の報告
3月下旬	合併協議会	協定項目案の説明
3月下旬	合併協議会	説明資料の作成